

第80回国民スポーツ大会五戸町案内所・休憩所設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会五戸町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者(以下「大会参加者」という。)に対し、競技会、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置並びに運営について、必要な事項を定める。

2 種類

総合案内所及び休憩所とする。

3 設置場所

総合案内所と休憩所は、関係機関等と協議の上、競技会場に設置する。

4 設置期間

総合案内所と休憩所の設置期間は、原則として競技会の開始日から終了日までとする。

5 開設時間

総合案内所と休憩所の開設時間は、原則として、開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。ただし、関係機関等と協議の上、必要に応じて変更することができる。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 大会参加者等の受付案内及び資料等の配布に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊及び観光、物産等の案内に関すること。
- エ 迷子、遺失物及び拾得物の取扱いに関すること。
- オ その他各種案内に関すること。

(2) 休憩所

- ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関すること。
- イ その他休憩所の運営に関すること。

7 その他

- (1) 本町で開催する競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別

に定める。